

2018年3月16日

タカタ株式会社
代表取締役会長兼社長 高田 重久

タカタ九州株式会社
代表取締役社長 桂田 治夫

タカタサービス株式会社
代表取締役社長 川崎 修

再生計画案の付議決定について

タカタ株式会社（以下「当社」といいます。）、タカタ九州株式会社及びタカタサービス株式会社（以下、総称して「当社ら」といいます。）は、2018年2月28日付「再生計画案の提出について」に記載のとおり、同日付で、東京地方裁判所に対して、再生計画案をそれぞれ提出しておりましたが、本日、同再生計画案を2018年5月23日開催予定の債権者集会の決議に付する旨の決定を受けましたので、お知らせいたします。これに伴い、議決権を有する再生債権者の皆様には、東京地方裁判所より再生計画案及び議決票が送付されることとなります。また、上記債権者集会の決議に付する旨の決定後は債権届出の追完は認められないこととなります。

当社が提出した再生計画案の概要は別紙のとおりです。

債権者の皆様をはじめ、これまでご支援とご協力をいただきました株主の皆様、関係各位に多大なるご迷惑をお掛けする事態となりましたことにつき、誠に申し訳なく、心よりお詫び申し上げます。

当社らといたしましては、上記「再生計画案の提出について」においてお知らせいたしましたとおり、キー・セイフティー・システムズ社に対して当社グループの実質的に全ての資産及び事業を譲渡することを前提に、再生債権者の皆様への弁済を極大化すべく引き続き事業の再生に取り組んで参ります。

何卒ご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

<p>【お問い合わせ先】 タカタ株式会社コールセンター (TEL) 0120-868-665 受付時間：月～金 午前9:00～午後5:00</p>

以上

タカタ株式会社再生計画案概要

1. 弁済スキームの概要

(1) 基本弁済

一部の債権者を除く再生債権者の確定再生債権のうち 50 万円までの部分及び 50 万円を超える部分の 1%相当額を弁済する。

※OEM 債権者は基本弁済の対象外

(2) キャッチアップ・ルールに基づく弁済

事業譲渡の対価として取得する弁済資金は、タカタ株式会社（以下「タカタ」）に分配されるベースとなる事業譲渡代金から、米国司法省との司法取引契約に基づく補償金（DOJ 補償金）のタカタ分担分及び PSAN インフレーターに関連する事業を行うための費用（RTK 関連費用）のタカタ分担分等が差し引かれたものとなる。

これらのタカタ分担分の拠出は、タカタの事業継続に不可欠であり、全ての再生債権者一般の利益に資するものであるが、OEM 債権者以外の再生債権者の利益をより保護することを目的として、キャッチアップ・ルールに基づく弁済を行う。

具体的には、キー・セイフティー・システムズ社に対する事業譲渡が実行されること等の一定の条件が充足された場合、DOJ 補償金及び RTK 関連費用のタカタ分担分として差し引かれた金額を OEM 債権者のリコール関連の再生債権に対する弁済とみなして、かかるみなし弁済率に充つるまで、OEM 債権者以外の再生債権者に対して、弁済する。

※OEM 債権者はキャッチアップ・ルールに基づく弁済の対象外

(3) 追加弁済・最終弁済

再生計画案提出時点においては、多額の未確定の再生債権が存在するため、基本弁済においては、50 万円までの部分及び 50 万円を超える部分の 1%相当額の弁済にとどめ、相当額を留保している。

また、タカタの子会社から弁済等がなされる見込みであり、本事業譲渡契約に基づき、将来、一定の金額を受け取る可能性もあることから、これらの弁済原資に基づく弁済を行うための定めを設けた。

追加弁済及び最終弁済における弁済額・弁済率は未定である。

2. 株式の無償取得及び減資

民事再生手続における財産評定手続においてタカタは債務超過であることが認められたことから、東京地方裁判所の許可に基づき、発行済みの全株式を無償で取得し、資本金の額を全額減少する旨の定めを設けた。